

昭和十五年五月五日起案

昭和 年 月 日 決裁

教務課長



學長

學部長

案

日本文化講演施設開元鑑師依賴、御  
櫻紀、御、同、茅、同、施、設、上、下、五、月、中、旬、  
六、月、初、旬、也、一、向、在、日、本、諸、學、振、興、委、員、會、  
元、東、北、帝、大、教、授、山、田、孝、雄、民、ノ、滿、仰、之、流、  
曉、加、與、天、主、教、

中 央 大 學

20130848

發思一五號

昭和十二年四月五日

文部省思想局長



中央大學長

記

日本文化講義實施ニ關スル件

昨年度ヨリ直轄學校ニ於テ實施セル日本文化講義ハ昭和十二年度ニ於テモ實施セシムルコトニ決定相成タルニ付テハ貴學ニ於テモ之ニ準シ昭和十一年七月二十二日付發思八七號ノ通牒ノ趣旨ノ達成ニ御盡力有之様特ニ御留意相成度此段及通牒

記

日本文化講義ノ要旨

一、本制度ハ學生生徒ニ對シ廣ク人文ノ各方面ヨリ日本文化ニ關スル講義ヲ課シ以テ國民的性格ノ涵養及日本精神ノ發揚ニ資スルト共ニ日本文化ニ關スル十分ナル理解體認ヲ得セシムルヲ以テ目的トス

二、講師ハ人物、學問本位ニ銳衡シ國體、日本精神ノ眞義ヲ明ニシ教學刷新ノ目的ヲ達スルニ適當ナル者ニ委嘱スルモノトス

三、講義ハ毎學年一定時間必修課目ニ準シテ之ヲ行ヒ全生徒ヲシテ之ヲ聽講セシムルヲ趣旨トス

20130848

乙